

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	療育手帳交付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、身体障害者手帳交付に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

札幌市長

## 公表日

2026/3/25

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳交付に関する事務
②事務の概要	札幌市療育手帳交付要綱により、該当する者に対して療育手帳の交付を行うもの。
③システムの名称	高齢・障がい福祉システム 中間サーバー・プラットフォーム システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名)
2. 特定個人情報ファイル名	
療育手帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表8の項及び50の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第7条及び第24条の5 ・番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表</p> <p>(情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定」または「障害者関係情報」が含まれる項(11、14、18、20、25、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161、163の項)</p> <p>(情報照会の根拠) 情報照会を行わない</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 <span style="float: right;">[ ] 人手を介在させる作業はない</span>	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。</li> <li>・ 申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。</li> <li>・ 複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。</li> </ul>
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。</p> <p>マイナンバー取得に当たっては、申請者からの提供を受け、その上で記載された番号の真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーを得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とし、複数人での確認や上長による最終確認を行った上で紐付けを行い、その記録を残している。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
2026/3/25	【基礎】I-3法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項及び第2項</li> <li>番号法別表第1 7項、33の3項</li> <li>番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第7条の2項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項 別表8の項及び50の項</li> <li>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第7条及び第24条の5</li> <li>番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例</li> </ul>	事後	法改正による記載内容の修正
2026/3/25	【基礎】I-4②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条8号及び別表第2</li> </ul> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 別表第2 10項、14項、16項、20項、53項、57項、108項、116項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1項及び第4項、第11条第1項、第12条第1項から第4項及び第6項、第8項、第14条第1項、第2項、第20条第2項及び第6項、第21条第1項から第3項、第22条第1項から同条第11項、第28条第1項から第10項、第29条、第30条、第31条第1項、第2項、第4項から第6項、第42条第1項、第43条の2、第53条第1項から第3項、第55条第1項、第5項、第6項及び第55条第10項、第59の2条第1項から第5項</p>	<p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表</p> <p>(情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定」または「障害者関係情報」が含まれる項(11、14、18、20、25、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161、163の項)</p> <p>(情報照会の根拠) 情報照会を行わない</p>	事後	法改正による記載内容の修正
2026/3/25	【基礎】IV-8リスクへの対策	(なし)	十分である	事後	様式改定に伴う記載項目
2026/3/25	【基礎】IV-8判断の根拠	(なし)	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。</li> <li>申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。</li> <li>複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。</li> </ul>	事後	様式改定に伴う記載項目
2026/3/25	【基礎】IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式改定に伴う記載項目
2026/3/25	【基礎】IV-11当該対策は十分か	(なし)	特に力を入れている	事後	様式改定に伴う記載項目
2026/3/25	【基礎】IV-11判断の根拠	(なし)	<p>対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。</p> <p>マイナンバー取得に当たっては、申請者からの提供を受け、その上で記載された番号の真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーを得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とし、複数人での確認や上長による最終確認を行った上で紐付けを行い、その記録を残している。</p>	事後	様式改定に伴う記載項目